

受 理 番 号	陳情第67号
件 名	広島市の教員を構造的暴力から守ることについて
要 旨	<p>本陳情は、日本国憲法第13条及び広島市が振興する文化的平和の考えに基づき、広島市で生活する誰もが晴れ晴れした気持ちで生きることができるようお願い、記されたものである。</p> <p>学校で働く教員の勤務実態が異常であることは、文部科学省や広島県、広島市等の様々な調査で明らかになっている。にもかかわらず、変わる気配のない様子を国外から見て、「日本の教職員は木星辺りにいる。地球上に戻し、酸素が吸える環境にしなければいけない。」とまで言われているのが、今の学校教員の働き方である。</p> <p>余りに暴力にあふれているが、広島市においてはこれらの原因の根源は全て、令和2年度より施行されている広島市人事委員会の規則にあると考えられる。</p> <p>働き方改革により改められたこの規則のうち、暴力的な部分を確認しておく、次のようになる。</p> <p>臨時的な業務がある場合、広島市の教員の時間外勤務は年間720時間を上限として認められている。それに対する手当は、0円程度である。そして、業務が臨時的かどうかを判断するのは、校長及び教育委員会である。</p> <p>簡単にまとめると、校長及び教育委員会は、平均して月60時間までのサービス残業を、自分たちの裁量で教員に課することができる（過重な業務は命令していないと言い逃れができないほどの実態が、前述した公的機関の調査により明らかになっている。が、信じられないことに、彼らはこのような実態は教員が自主的に業務を行っているからだ、公的に主張している。そして校長は教員への暴力を容認しながら子どもたちに軽々しく平和を語り、学校で労務管理のなされない業務に尽力する教員を残しさっさと帰路に就く）。</p> <p>この事実は、どれだけの広島市民が知っているだろう。現代社会において正常な人権感覚を持つ人間が定めた規則なのかと、これを承認している方々の人間性を疑いたくもなるが、これが私たちが暮らす広島市の実態である。念のため確認をするが、この規則は文部科学省が定めているものではなく、広島市において責任ある立場にある方々により定められ、それを基にして、今この瞬間も続いている現実である。</p>

要 旨

少なくとも世界平和に向けてあらゆる暴力を否定する町の決まりとしては、余りにも暴力的すぎる。しかも、この決まりを巧みに利用し、校長や教育委員会、人事委員会は、教員が暴力的な働き方に苦しんでいても、法令には違反していないから問題はないと平気で判断する。このようなことが許されるなら、文化的暴力のあふれる広島市から発信される世界平和に関するメッセージに何の意味も見いだせないし、賛同が得られるはずもない。

ここにある構造的暴力と向き合い、広島市民のためにも世界平和のためにも、広島市として克服していく必要があると考えるため、下記の事項を陳情する。

記

- 1 広島市がこの事実と向き合うため、現在の広島市の教員の働き方に関する規則を、教員及び広島市民に周知すること。上記のような暴力的な規則により教員が「個人として尊重」されていないことを、ほとんど全ての広島市民は知らない。自らの労働条件を知らされず命令されるがままに働いているのが、今の教員の労働環境の現状である。
- 2 日本国憲法第13条にある「すべて国民は、個人として尊重される」ことが教員にも適用され、教員の生命と人権が守られるよう、直ちに広島市の教員の働き方に関する規則を改定し、広島市から構造的暴力の一つを排除すること。
- 3 2の改定に時間を要することは簡単に想像できる。それまでは臨時的に教員の人権を守るため、時間外勤務については、労働基準法にあるような常識的な手当を全ての教員に支給できるよう、直ちに規則を改めること。もし人道的な罪の意識があるなら、可能な限り遡及してその保障を行うこと。
- 4 1、2に記した「個人として尊重」を保障する際、決して「公共の福祉」に反することはないことを、行政で共通認識を持つこと。広島市は他の自治体と同様、教員つまりは人間の生命よりも経済活動を優先している。公然と市民の面前で教員に対する人権侵害を行使し続けることこそ、公共の福祉に反していることを自覚すること。